

乳時間を与へること。

三、事業主は労働者業務上の傷害疾病に対しては治療に要する一切の費用を負担しやうの期間中日給全額を支給すると共に、支給の期間を試行めこと。
四、工場法施行令第七條の各項同第八條第九條の扶助料及び慰藉料は現行法の三倍とする。

五、工場法施行令第七條の全文を削除すること。

六、労働者の疾病治療期間中は業務上及び他たるとを問はず解雇せらるること。
七、労働者の雇用契約を解除せんとする場合は勤務年限に応じて预告期間亦は手当金を原進せしめ現行法の三倍とすること。

八、労働者の解雇に対し本人が一ヶ月以内に歸御せんとする場合は事業主は帰御に必要な費用を負担すること。

九、兵役義務履行に対して特に本人の意志にあらざる場合はその理由に依つて解雇せらるること。

十、臨時雇用制度を廢し雇用契約及び就業規則は法令によつて一般的に規制し事業主の任意の規定を禁止すること。

- 二、事業主、雇主が労働者に対する倍償金強制貯金契約年限支拂財金ヲ禁止
- 三、事業主雇主の法令違反に対する处罚は体刑若くは現行法の罰金刑の五倍とすること。
- 三、其の他事業主に有利なる條文の即時撤廃

実 行 法

- 一、日本労農党を通じて本案を政府に提出せしめその実行を迫ると共に政治闘争の中心スローガンたらしめること。
- 二、本同盟は本大會を通じて工場法徹底的改正同盟^合を組織して全國的に大衆運動を巻き起すこと等。
- 三、具体的法方は中央執行委員會に一任すること。

以 上